

そ の 他

36. 税務職員数及び事務分掌

(令和5年4月1日現在)

課	係	職 名 及 び 人 員							課 の 事 務
		課 長	課 長 補 佐	係 長	主 任 主 査	主 査	一 般	係 計	
税 務 課	税 政 係	1	1	1	-	1	1	3	1 諸税の賦課に関すること。 2 税務諸証明に関すること。 3 市県民税の賦課に関すること。 4 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。 5 公図の整理保管に関すること。 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 市税の徴収に関すること。 8 徴収金の嘱託及び受託に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 納税思想普及啓発に関すること。 11 口座振替の手続きに関すること。
	市 民 税 係			1	-	2	4	7	
	資 産 税 係			1	1	6	2	10	
	納 税 係			1	1	3	1	6	
計 1課 4係		1	1	4	2	12	8	28	計28人

37. 証明・閲覧等に関する調

(単位＝件・％)

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
納税証明	1	市・県民税	632	542	544	504	640
	2	固定資産税	106	44	42	29	29
	3	法人市民税	21	19	25	22	24
	4	軽自動車税	23	40	23	18	15
	5	車検用証明	1,403	1,528	1,310	1,312	1,170
	6	完納証明	260	229	356	300	237
所得関係	7	所得証明	1,311	1,119	824	830	674
	8	(非)課税証明	272	268	243	273	328
	9	所得課税証明	5,813	4,764	3,685	4,086	4,012
	10	扶養証明	1	34	7	6	63
	11	営業証明	60	57	50	60	52
不動産関係	12	評価証明	367	368	286	263	297
	13	評価通知	1,326	1,201	1,188	1,201	1,208
	14	公課証明	201	219	203	191	168
	15	評価・課税証明	207	197	180	208	195
	16	納税義務者証明	108	55	63	35	48
	17	名寄帳兼課税台帳の写し閲覧	723	827	855	774	815
	18	固定資産課税台帳記載事項証明	9	6	5	10	2
	19	公図(地籍図)の写し閲覧	541	326	376	426	472
	20	土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧 (一筆カードの閲覧)	419	157	189	201	203
	21	住宅用家屋証明	250	216	187	216	228
その他	22	相続税法58条通知	683	789	760	746	802
	23	その他	539	390	358	295	236
小 計			15,275	13,395	11,759	12,006	11,918
支 所 申 請			3,086	2,558	2,260	2,298	2,301
合計	件 数		18,361	15,953	14,019	14,304	14,219
	前 年 比		91.8	86.9	87.9	102.0	99.4
	金 額 (円)		3,880,100	3,010,900	2,333,100	2,555,450	2,737,300
	前 年 比		92.9	77.6	77.5	109.5	107.1

※平成31年3月より、一筆カードの閲覧は廃止し、土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧に変更しました。

39. 市税の税率等(令和5年度)

税 目		賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																																	
市 民 税	個 人	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○均等割 3,500円 ○所得割 <table><tr><th>課税標準額</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>6%</td></tr></table>				課税標準額	税 率	一律	6%																																										
	課税標準額	税 率																																																			
一律	6%																																																				
法 人	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告	市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記に掲げる法人以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ○法人税割 法人税額の8.4%				資本等の金額	従業者数	税 率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																	
資本等の金額	従業者数	税 率																																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																																			
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																			
10億円超	50人以下	410,000円																																																			
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																			
〃	50人以下	160,000円																																																			
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																			
〃	50人以下	130,000円																																																			
1千万円以下	50人超	120,000円																																																			
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																																			
固定資産税		1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																																	
軽自動車税		4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	原 付 <table><tr><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>三輪以上</td><td>3,700円</td></tr></table> 小型特殊 <table><tr><td>農耕作業用</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900円</td></tr></table> 二輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 <table><tr><td>二輪</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>三輪(旧税率)</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>三輪(重課)</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>三輪(標準)</td><td>3,900円</td></tr></table>	50cc以下	2,000円	90cc以下	2,000円	125cc以下	2,400円	三輪以上	3,700円	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	二輪	3,600円	三輪(旧税率)	3,100円	三輪(重課)	4,600円	三輪(標準)	3,900円	軽自動車 四輪以上 乗 用 <table><tr><td rowspan="3">営 業 用</td><td>旧税率</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>重課</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>標準</td><td>6,900円</td></tr><tr><td rowspan="3">自 家 用</td><td>旧税率</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>重課</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>標準</td><td>10,800円</td></tr></table> 貨 物 <table><tr><td rowspan="3">営 業 用</td><td>旧税率</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>重課</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>標準</td><td>3,800円</td></tr><tr><td rowspan="3">自 家 用</td><td>旧税率</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>重課</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>標準</td><td>5,000円</td></tr></table>	営 業 用	旧税率	5,500円	重課	8,200円	標準	6,900円	自 家 用	旧税率	7,200円	重課	12,900円	標準	10,800円	営 業 用	旧税率	3,000円	重課	4,500円	標準	3,800円	自 家 用	旧税率	4,000円	重課	6,000円	標準	5,000円
50cc以下	2,000円																																																				
90cc以下	2,000円																																																				
125cc以下	2,400円																																																				
三輪以上	3,700円																																																				
農耕作業用	2,400円																																																				
その他	5,900円																																																				
二輪	3,600円																																																				
三輪(旧税率)	3,100円																																																				
三輪(重課)	4,600円																																																				
三輪(標準)	3,900円																																																				
営 業 用	旧税率	5,500円																																																			
	重課	8,200円																																																			
	標準	6,900円																																																			
自 家 用	旧税率	7,200円																																																			
	重課	12,900円																																																			
	標準	10,800円																																																			
営 業 用	旧税率	3,000円																																																			
	重課	4,500円																																																			
	標準	3,800円																																																			
自 家 用	旧税率	4,000円																																																			
	重課	6,000円																																																			
	標準	5,000円																																																			
市たばこ税			製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	税率 (1,000本あたり) 6,122円 (令和2年10月1日～令和3年9月30日まで) 6,552円 (令和3年10月1日～)																																																	
鉱 産 税			鉱物掘採鉱業者	鉱物の価格 1月の掘採鉱物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																																	
入 湯 税			鉱泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																																	
都市計画税		1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ (都市計画用途地域内) 0.3%																																																	

徴収方法及び納期限		備 考																										
普通徴収 1期 6月30日 2期 8月31日 3期 10月31日 4期 1月31日		課税標準額＝所得金額－所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 (県民税) ○均等割 2,500円(清流の国ぎふ森林・環境税 1,000円含む)																										
特別徴収 翌月の10日まで(毎月)		○所得割	<table><tr><th>課税標準額</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>4%</td></tr></table>	課税標準額	税 率	一律	4%																					
課税標準額	税 率																											
一律	4%																											
申告納付 事業年度終了後2か月以内																												
普通徴収 1期 5月1日 2期 7月31日 3期 12月25日 4期 2月29日		(免税点) 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																										
普通徴収 5月31日		・旧税率：初度検査年月が、平成27年3月以前の車両、標準税率：初度検査年月が、平成27年4月以降の車両、重課：初度検査年月より13年経過した車両 ・燃費性能や排ガス低減性能に応じた特例(グリーン化特例) (初度検査年月の翌年度課税分のみ適用) <table><tr><th colspan="2">車種区分</th><th>※A</th><th>※B</th><th>※C</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>—</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>—</td></tr></table> (※A)電気自動車・天然ガス自動車(H30年規制適合車又はH21年規制からNox10％低減達成車) (※B)ガソリン車・ハイブリッド車(R2年燃費基準達成かつR12年燃費基準90％達成、H30年排出ガス基準50％低減達成車又はH17年排出ガス基準75％低減達成車) (※C)ガソリン車・ハイブリッド車(R2年燃費基準達成かつR12年燃費基準70％達成、H30年排出ガス基準50％低減達成車又はH17年排出ガス基準75％低減達成車)		車種区分		※A	※B	※C	三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	自家用	2,700円	—	貨 物	営業用	1,000円	—	自家用	1,300円	—
車種区分		※A	※B	※C																								
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円																								
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円																								
		自家用	2,700円	—																								
	貨 物	営業用	1,000円	—																								
		自家用	1,300円	—																								
申告納付 毎月 翌月末日まで																												
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで		※平成29年9月より課税対象となる事業所なし																										
申告納付 特別徴収義務者(経営者) 翌月15日まで(毎月)		課税免除：年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者																										
固定資産税に同じ																												